

令和元年度七ヶ宿町障害者就労施設等からの物品等調達推進方針

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(平成24年法律第50号。) 第9条の規定に基づき、本町における物品及び役務(以下「物品等」という。)の調達等に関し、障害者就労施設等の受注の機会の確保及び障害者就労施設で就労する障がい者、在宅就業障がい者の自立及び社会参加促進の向上を図るため、調達方針を定める。

1 物品等の調達の推進に関する基本的考え方

(1) 調達推進の背景及び意義

障がいのある方が自立した生活を送るために、就労によって経済的な基盤を確立することが重要である。そのためには、障がい者雇用を支援するための積極的な対策を図っていくことも重要であるが、加えて、障がい者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化する取り組みが求められている。

このような観点から、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進し、需要の拡大を図るための方針を作成する。

(2) 調達推進の基本的考え方

当該年度の予算及び事務・事業等の予定等を勘案して、物品等の調達の推進を図るものとする。

2 調達方針の適用範囲

本方針は、町の全ての課(局等)に適用する。

3 調達の対象となる物品等の種類及び方法

- (1) 物品(事務用品、各種記念品、食品等)
- (2) 役務(クリーニング、清掃・除草作業等)

障害者就労施設等への発注に関しては、障害者就労施設等が提供することができる物品等の種類を確認のうえ、可能な限り障害者就労施設等への発注に努めるものとする。

なお、物品等の契約にあたっては地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)及び七ヶ宿町財務規則(昭和52年規則第5号)の定めによることとする。

4 物品等の調達目標

障害者就労施設等からの調達した物品等について、前年度の実績を上回ることを目標とする。

調達の目標額 90千円

【個別目標】 (単位：千円)

区分	課名	事業名	目標金額	事業内容
物品	教育委員会	学校給食事業	90	近隣市町の施設から米粉パンの購入を行う。

5 調達推進のための情報提供

- (1) 本方針を作成又は見直しをした時は、町ホームページ等により情報提供を図るものとする。
- (2) 本方針に基づいた調達実績については、会計年度の終了後、調達実績の概要を取りまとめ、町ホームページ等により公表するものとする。

6 調達推進に関する窓口

この調達方針に関する担当窓口は、健康福祉課とする。